

庄原市

避難行動要支援者避難支援プラン

平成21年6月9日（策定）

平成30年6月11日（修正）

広島県庄原市

目 次

1. 基本的事項

- (1) プランの趣旨 1
- (2) 策定の背景 1
- (3) 対象地域 1

2. 要支援者の定義と登録

- (1) 要支援者の定義 2
- (2) 要支援者の登録方式 2
- (3) 要支援者の登録手順 3
 - 要支援者登録の概要図 4
 - 要支援者の避難支援の概要図 5
- (4) 第1次要支援者の要件範囲 6
- (5) 要支援者登録の更新 6

3. 個人情報の取り扱い

- (1) 庄原市個人情報保護条例の遵守 7
- (2) 庄原市情報公開・個人情報保護審査会への諮問 7
- (3) 庄原市情報公開・個人情報保護審査会の答申 7
 - 答申書（写し） 8

4. 避難支援の具体的事項

- (1) 支援の内容 9
- (2) 対象とする災害 9
- (3) 避難支援の開始時期 10

5. 個別計画書と同意書

- (1) 個別計画書の作成 11
- (2) 同意書の作成 11
 - 個別計画書（様式） 12
 - 同意書（様式） 13

6. 避難支援の組織体制

- (1) 平常時の体制及び業務 14
- (2) 緊急時の体制及び業務 14

7. 事業実施における課題と対応

- (1) 支援協力者の確保 15
- (2) 避難場所の検証 15
- (3) 避難行動における保険と補償 15

1. 基本的事項

(1) プランの趣旨

このプランは、災害時の避難に際して支援が必要な方（以下「要支援者」という。）をあらかじめ把握するとともに、地域の助け合いで安全・確実・迅速に避難場所へ誘導するための避難支援計画です。

(2) 策定の背景

国・県は、近年の自然災害による被災状況を踏まえ、要援護者の避難支援システムを各自治体に要請し、平成21年度末までに「避難支援プラン」を策定するよう求めました。

また、民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）の協議会では、全国的な取り組みとして「災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、独自の活動を推進されています。

市においても、「庄原市地域防災計画・基本編（平成20年6月改訂版）」で、避難支援計画について記述し、こうした経過・根拠に基づき、災害時要援護者支援プランを策定しました。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、国のガイドラインが改定されたことにより、本プランの見直しを行うものです。

【庄原市地域防災計画・基本編】（抜粋）

第11節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1. 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

中略

4. 在宅の避難行動要支援者対策

(1)～(4) 略

(5) 災害発生時の避難支援プランの策定

市は、災害発生時の高齢者・身体障害者等に対する適確な措置がとれるよう、防災担当課と福祉担当課との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成、管理・共有するとともに、災害発生時にとるべき行動について、あらかじめ地域の実情に応じた避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定し、防災対策の充実に努める。

策定の際には、高齢者・身体障害者等の特性に配慮するものとする。

(3) 対象地域

このプランの対象地域は、市内全域とします。

2. 要支援者の定義と登録

(1) 要支援者の定義

このプランにおける「避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）」とは、災害時に自力での避難が困難で、かつ、「家族の支援が得られない方」又は「家族の支援だけでは避難が困難な方」とします。

※災害対策基本法の改正により「避難行動要支援者」と定義されたことに伴い、これまでの「要援護者」という表記を「避難行動要支援者」と読み替えます。

(2) 要支援者の登録方式

要支援者の把握・登録の形態として、国から次の3方式が提示されていますが、本市においては「関係機関共有方式」を基本としつつ、民生委員や地域の独自情報を加えながら必要に応じて「手上げ方式」・「同意方式」を併用することとします。

【要支援者登録の3方式】

① 関係機関共有方式

行政が保有している要支援者の基本情報を、本人の同意を得ることなく民生委員等へ提供し、情報提供者を介して要支援者の登録同意を得る。

② 手上げ方式

市の広報媒体を利用し、災害時における要支援者の支援・登録制度を周知し、希望者の同意・申し出に基づいて登録する。

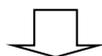
③ 同意方式

市職員、民生委員、消防団員等が関係世帯を訪問し、直接、要支援者の登録・同意を働きかける。

(3) 要支援者の登録手順

要支援者の登録は、行政が一定要件に該当する方（以下「第1次要支援者」という。）の基本情報を民生委員に提供し、民生委員の協力もと本人及び支援協力者の同意を得ることを基本に、おおむね次の手順で行います。

- ① 第1次要支援者に係る行政情報（基本情報及び要件情報）を、社会福祉課で収集・統合します。



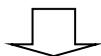
- ② 第1次要支援者の基本情報（要件情報は除く。）を、担当の民生委員に提供します。



- ③ 担当の民生委員が第1次要支援者の状況を調査し、次のいずれかにより「登録の必要がないと認める場合」は、第1次要支援者から除きます。

- ア 自力又は家族の支援により避難が可能と判断される時。
- イ 施設入所又は長期入院の時。
- ウ 長期に住所地を離れている時。
- エ その他必要がないと認める時。

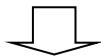
逆に、一定要件に該当しないものの、担当の民生委員が登録の「必要があると認める場合（本人が希望する場合を含む。）」は、第1次要支援者に加えます。



- ④ 担当の民生委員が第1次要支援者の家庭を訪問し、避難支援事業の趣旨を説明するとともに、登録情報の収集、登録後の情報共有（消防団員、自治会役員等）及び登録について同意を求めます。



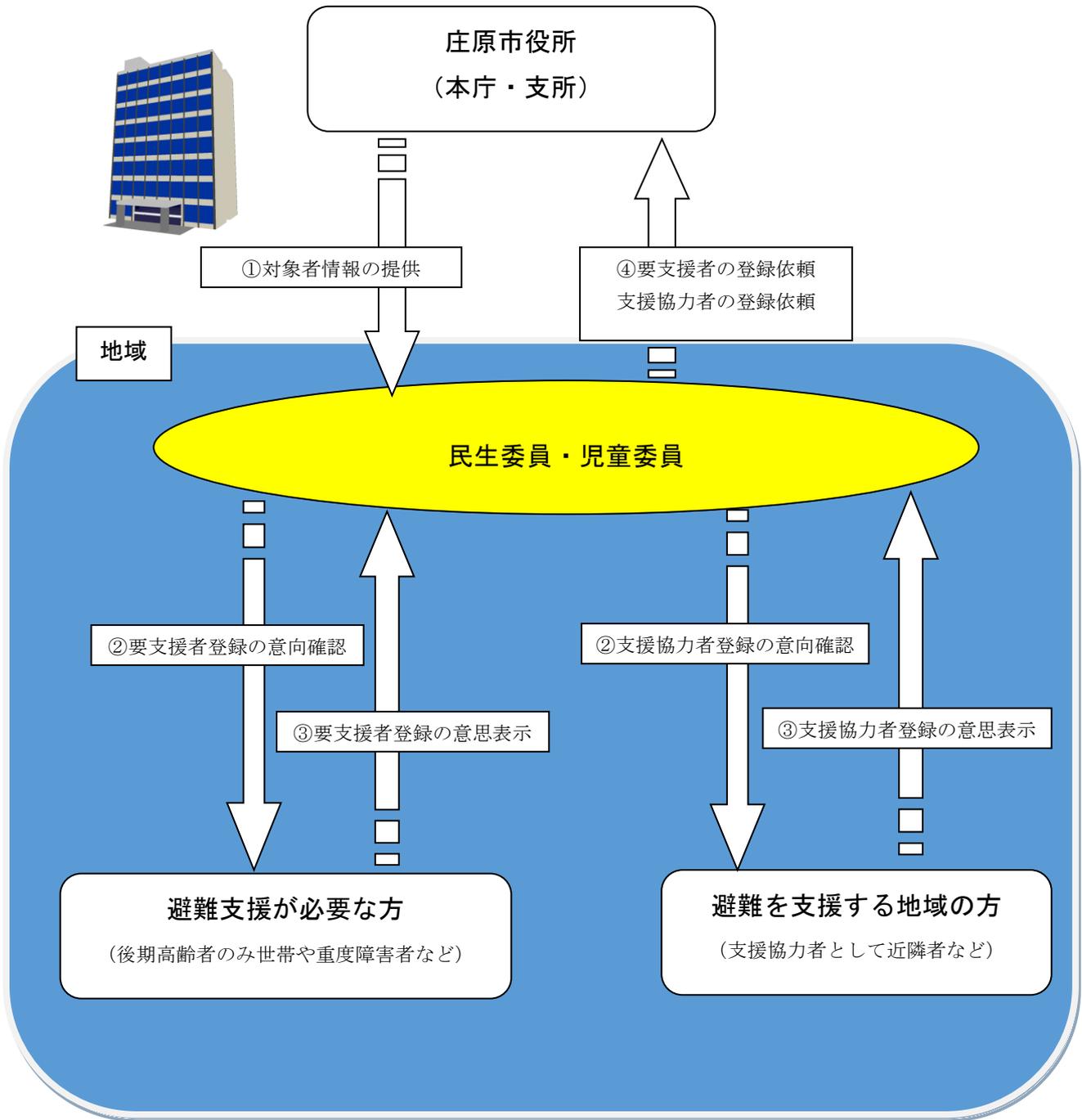
- ⑤ 同意を得た第1次要支援者については、避難の際に支援を行う「支援協力者」の登録を近隣者などに依頼します。



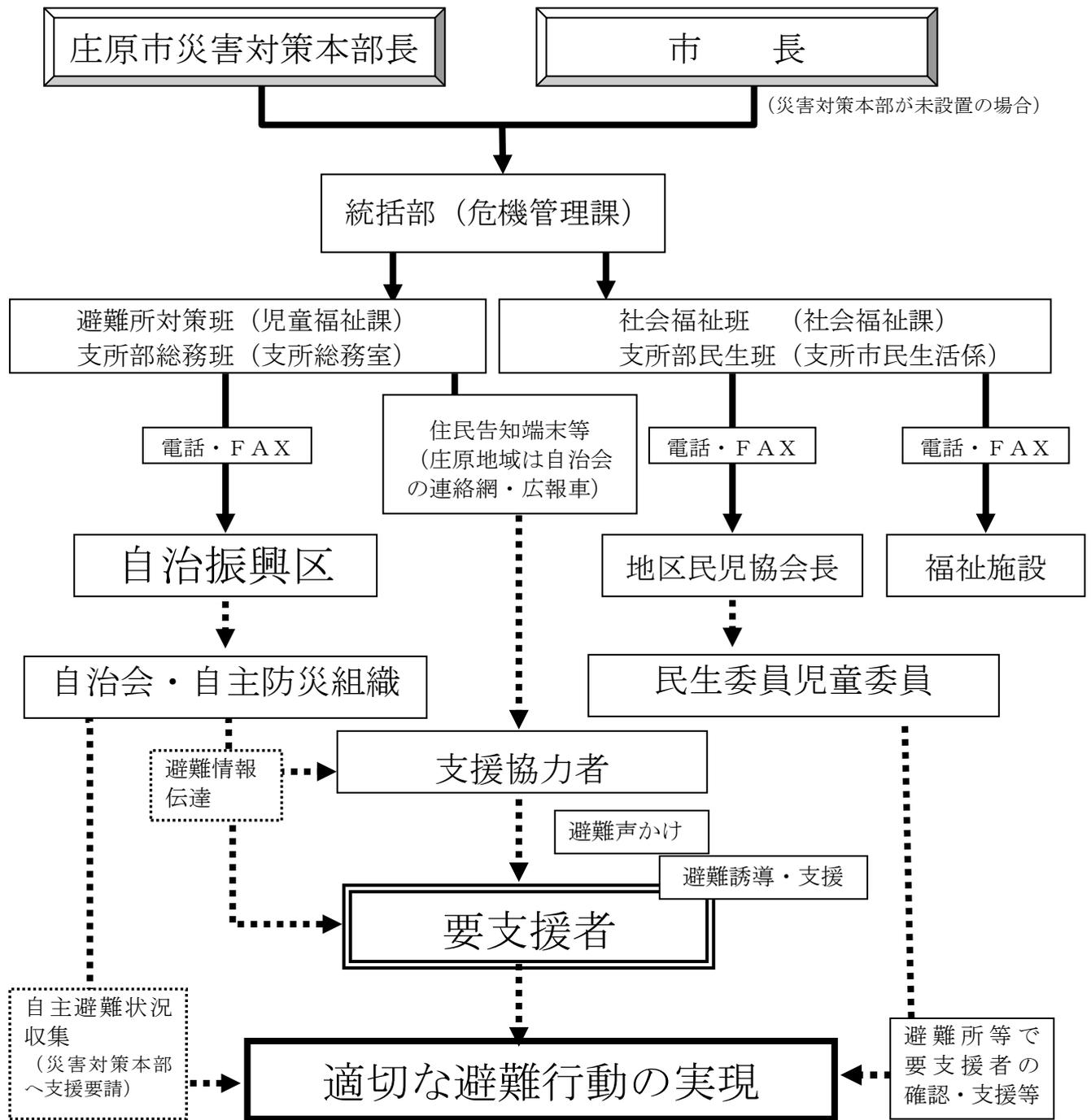
- ⑥ 同意を得た第1次要支援者については、要件情報等を加えて「確定要支援者」の登録を行い、災害時の避難に備えます。

同意が得られなかった第1次要支援者については「未同意要支援者」とし、行政で情報を管理するとともに、災害時の安否確認等に活用します。

要支援者登録の概要図



要支援者の避難支援の概要図



- ※ () は災害対策本部が未設置の場合
- ※ 実線は、災害対策本部による情報伝達
- ※ 自治振興区・自治会・自主防災組織の支援活動は例示であり、それぞれの組織で異なります。
 (※要支援者の方への伝え方については、これからも関係者等と試行・検討を行い、その方法について向上を図っていきます。)

(4) 第1次要支援者の要件範囲

第1次要支援者の要件範囲は、国の計画モデル等を参考に次のとおり設定します。ただし、要件に該当しない方であっても、民生委員の判断などに応じて追加することができるものとします。

【要件範囲】

庄原市の住民基本台帳に記録（外国人登録）された在宅の18歳以上であって、次のいずれかに該当する方

- ・ ひとり暮らしの後期高齢者（75歳以上）
- ・ 後期高齢者（75歳以上）のみで構成される世帯に属する方
- ・ 要介護認定3～5の方
- ・ 身体障害者手帳3級～1級の所持者（体幹・下肢・移動・視覚・聴覚に限る。）
- ・ 療育手帳A又は㊸の所持者
- ・ 特別障害者手当又は経過的福祉手当の認定者
- ・ 安心コールの設置者
- ・ 難病患者

【参考】

国の計画モデル	広島県ガイドライン	災害時一人も見逃さない運動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険における要介護者、要支援認定者 ・ 一人暮らし高齢者 ・ 高齢者のみ世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険における要介護者等（要介護3以上、認知症高齢者ほか） ・ 一人暮らし高齢者 ・ 高齢者のみ世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者 ・ 寝たきり高齢者 ・ 認知症高齢者 ・ 一人暮らし高齢者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者（1級・2級） ・ 知的障害者（㊸、A） ・ 精神障害者（1級） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語に不慣れな在住外国人 ・ 妊産婦及び乳幼児 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思疎通が困難な外国人 ・ 妊産婦及び乳幼児 ・ 児童
<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時特別な医療を必要とする難病患者

(5) 要支援者登録の更新

要支援者登録の更新については、次のとおりとします。

- ① 基準日は、毎年10月1日とし、第1次要支援者情報を作成します。
- ② 第1次要支援者情報を民生委員に提供して、登録にかかる調査を依頼し、その結果により、削除、追加、変更等を加えて名簿を更新します。
- ③ 基準日にかかわらず要支援者の状況把握に努め、「登録内容の変更」や「新規申出」があったときは、更新するものとします。

3. 個人情報の取り扱い

(1) 庄原市個人情報保護条例の遵守

個人情報を収集し、関係者が共有することについては、次のとおり庄原市個人情報保護条例の規定があるため、一定の手続きが必要です。

【庄原市個人情報保護条例】(抜粋)

(収集の制限)

第8条 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令の定めによる時又は事務の執行上必要であると認められる場合で、市長が庄原市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて認める時は、この限りではない。

(直接収集)

第9条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び内容等を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき。

中略

(5) その他事務の執行上必要であると認められる場合で、市長が審査会の意見を聴いた上で、必要があると認めたとき。

中略

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、収集目的の範囲を超えた個人情報の利用及び実施機関以外のものへの提供を行ってはならない。

(1) 本人の同意があるとき。

中略

(6) その事務の執行上必要であると認める場合で、市長が審査会の意見を聴いた上で、相当な理由があると認めるとき。

(2) 庄原市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

市では、次の事項について、庄原市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しています。

① 第1次要援護者に係る行政情報を社会福祉課が収集すること。

(条例第8条及び第9条第1項第5号)

② 第1次要援護者に係る行政情報を担当の民生委員に提供すること。

(条例第11条第1項第6号)

③ その他関係事項

(3) 庄原市情報公開・個人情報保護審査会の答申

平成20年10月6日に審査会が開催され、諮問した事項につき「承認する」との意見を得ています。(答申書・抜粋は、別紙のとおり)

答 申 書

1 審査会の結論

平成20年9月22日付けで諮問の「庄原市災害時要援護者避難支援プラン策定に係る個人情報の取り扱い」については、庄原市個人情報保護条例（平成17年3月31日条例16号。以下「条例」という。）第8条、第9条第1項第5号及び第11条第1項第6号により審査した結果、下記事項につき承認する。また、留意事項にしたがって個人情報の保護に万全の措置を講じ、庄原市災害時要援護者避難支援プラン策定にのみ使用すること。

- (1) 実施機関が保有する要援護者情報の収集及び目的外利用
- (2) 他の行政機関が保有する要援護者情報の収集
- (3) 民生委員児童委員が保有する要援護者情報の収集
- (4) 実施機関が保有する要援護者情報の外部提供

2 審査会の判断（留意事項）

災害時要援護者情報はセンシティブな情報であるため、運用にあたっては下記事項に留意するほか、条例を遵守し、個人情報の保護に万全の措置を講じること。

- (1) 要援護者情報の収集及び目的外利用については、職員に対し、個人情報保護条例の遵守を徹底させ、保管等については万全の措置を講じること。
- (2) 要援護者リスト（以下「リスト」という。）を作成する際、庄原市災害時要援護者避難支援プラン策定の目的、概要及び対象者につき、広報等で周知すること。
- (3) 要援護者リストを民生委員児童委員へ外部提供する際は、誓約書を提出させ、個人情報の取扱いについては条例を遵守する責務を負うことを周知徹底すること。
- (4) リストを消防団及び自治組織へ外部提供する際は住所氏名のみとすること。また誓約書を提出させ、個人情報の取扱いについては条例を遵守する責務を負うことを周知徹底すること
- (5) 未同意要援護者リストについては行政情報として管理し、当面外部提供をしないこと。

4. 避難支援の具体的事項

(1) 支援の内容

このプランでの支援内容は、おおむね次のとおりとします。

内容	留意事項
避難情報の確実な伝達	要支援者については、一般世帯より早い段階で、支援協力者への依頼を含めた伝達が必要
避難場所への誘導・移送	
避難確認と問題点の把握 (避難の完了・避難後の問題等)	要支援者については、優先的な確認が必要
避難場所からの帰宅支援	

(2) 対象とする災害

本市で想定される自然災害は、おおむね次のとおりですが、このプランでは災害発生の予測や避難準備が可能と見込まれる「大雨・台風・大雪」を対象とし、大規模な地震については、安否確認をはじめ、状況に応じた支援を行うものとします。

なお、市街地や林野の大規模火災など、避難要請が想定されるその他の災害については、災害の特性や状況を踏まえつつ、自然災害に準じた支援を行うものとします。

種別	特徴
大雨	一定の発生予測や避難準備が可能。河川・溜池の有無や地形など、住居の所在状況によって危険性に差があり、土砂崩れ、家屋浸水、家屋流失等が想定される。
台風	一定の発生予測や避難準備が可能。避難のタイミングによっては危険が伴う。
大雪	一定の発生予測や避難準備が可能。地域差があり、家屋崩壊等が想定される。
地震	突発的な災害であり発生の予測が困難。大規模な場合は、地域全体がパニックに陥る危険性がある。



(3) 避難支援の開始時期

避難支援は、「要支援者を安全・確実・迅速に避難場所へ誘導（移送）すること」が主な内容です。

このプランで対象とする自然災害（大規模地震等を除く。）は、一定の発生予測や避難準備が可能であることから、地域防災計画に定める「避難準備情報の伝達」の時期を、要支援者に係る避難支援の開始時期とします。（自主的に避難する場合を除く。）

本市の地域防災計画においては、次のとおり、法令で定める避難勧告に先立ち、（避難勧告の発令を前提に）要支援者への避難要請を行うこととしており、一般世帯に比べ早い段階での避難行動（支援）を行います。

【避難発令の区分】（地域防災計画抜粋）

区分	基準等の概要
避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人（高齢者、障害のある方、乳幼児等）とそ の方を支援する方が避難開始することが適当と判断されるとき。
避難勧告	速やかに避難することが適当であると判断されるとき。
避難指示（緊急）	人的被害の危険性が非常に高まり、直ちに避難することが適当で あると判断されるとき。

避難準備・高齢者等避難開始の伝達	一般世帯への避難準備の呼びかけ。 要支援者等への避難行動の開始要請。
------------------	---------------------------------------



5. 個別計画書と同意書

(1) 個別計画書の作成

要支援者や支援協力者の状況を把握するため、確定要支援者ごとに個別計画書（別記様式のとおり）を作成するものとし、個別計画書には、おおむね次の事項を記載します。

- ① 要支援者の氏名・住所・生年月日・電話番号
- ② 同居家族の氏名・同居家族以外の緊急連絡先
- ③ 要支援者の該当要件
- ④ 避難場所
- ⑤ 支援協力者の氏名・電話番号
- ⑥ 担当民生委員の氏名・電話番号

(2) 同意書の作成

要支援者及び支援協力者の登録意志を確認し、個人情報の円滑な共有化を図るため、両者が署名（要支援者は代理署名も可）する避難支援事業同意書（別記様式のとおり）を作成します。

避難行動要支援者個別計画書

No.

●年●月●日現在

フリガナ				性別
本人氏名				男 ・ 女
生年月日	年	月	日	年齢
住所	庄原市			
電話番号等	自宅電話	携帯電話		自宅ファックス
フリガナ			続柄	携帯電話番号
同居家族氏名				
フリガナ			続柄	携帯電話番号
同居家族氏名				
同居家族以外の緊急連絡先	フリガナ			本人との関係
	氏名			電話番号
該当要件	後期高齢者			
	要介護認定者			
	身体障害者			
	知的障害者			
	手当受給者			
	安心コール			
	その他			
留意事項	主治医			
	寝室の位置			
	携行必要物品			
	その他			
避難場所	①			連絡先等
	②			連絡先等
フリガナ			本人との関係	自動車支援
支援協力者 1			可・不可	電話番号
				自携
フリガナ			本人との関係	自動車支援
支援協力者 2			可・不可	電話番号
				自携
フリガナ			本人との関係	自動車支援
支援協力者 3			可・不可	電話番号
				自携
フリガナ			担当地区名	自動車支援
担当民生委員			可・不可	電話番号
				自携

庄原市避難行動要支援者避難支援事業同意書

年 月 日

庄原市長様

私は、庄原市避難行動要支援者避難支援事業の趣旨を踏まえ、次の事項について同意します。

本人の署名又は氏名 _____

代理人の署名 _____ (本人との関係) _____

- (1) 要支援者として市の登録を受けること。
- (2) 届け出た私の個人情報が、避難支援のために次の組織、団体等に提供されること。
 - ① 市の関係部局
 - ② 民生委員児童委員
 - ③ 所属する自治振興区及び自治会の役員
 - ④ 消防団、消防署及び警察署
 - ⑤ 社会福祉協議会
 - ⑥ 支援協力者
 - ⑦ その他支援関係者
- (3) 市が保有する私の保健福祉情報が、避難支援のために活用されること。

主な個人情報

住所・氏名・性別・生年月日・年齢・電話番号（自宅・携帯）

要支援者の該当要件（障害手帳の有無及び等級、要介護認定の有無及び程度ほか）

緊急連絡先の氏名及び電話番号・避難支援に際しての留意事項 ほか

私は、庄原市避難行動要支援者避難支援事業の趣旨、庄原市個人情報保護条例の規定を踏まえ、前記要支援者の支援協力者になること及び当該要支援者の情報を保護することに同意します。

No.	氏名（署名）	住 所	要援護者との関係	署名年月日
1				年 月 日
2				年 月 日
3				年 月 日

6. 避難支援の組織体制

避難支援事業は、庄原市災害対策本部に設置された「部」及び「班」において、組織的な対応を図るものとします。

(1) 平常時の体制及び業務

本庁【統括部・統括班】 支所【総務班】

- ① 庄原市避難行動要支援者避難支援プランの総合管理・見直し
- ② 避難支援事業の実施に係る総合調整

本庁【民生部・社会福祉班、民生部・避難所対策班】 支所【民生班】

- ① 要支援者の把握、登録及び更新
- ② 要支援者情報の収集、整理及び共有化

(2) 緊急時の体制及び業務

おおむね次のとおり設定し、状況に応じた適切な対応に努めるものとします。

緊急時の業務段階	本庁			支所	
	統括班	社会福祉班	避難所対策班	総務班	民生班
①避難の区域及び世帯の特定	●			●	
②避難場所の特定	●			●	
③避難場所の受入準備			●		●
④避難勧告の発令を前提とした避難準備情報の伝達の決定	●			●	
⑤対象区域住民への放送連絡 (住民告知放送・防災行政無線) ・要支援者の避難であること ・避難対象区域及び避難場所 ・要支援者への避難準備要請 ・支援協力者への避難支援要請ほか				●	
⑥対象地区民児協会長への連絡 ・要支援者の避難であること		●			●
⑦要支援者への避難準備連絡(各自治振興区経由) ・要支援者の避難であること		●	○		●
⑧避難場所での要支援者受入			●		●
⑨要支援者の安否(避難状況)確認 ・避難場所での受入確認 ・自治振興区からの避難情報集約		●	○		●

※●は主担当。○は副担当

7. 事業実施における課題と対応

(1) 支援協力者の確保

支援協力者は、確定要支援者の近隣に居住する方を対象に登録を依頼していますが、過疎化や高齢化が進行する中であって、支援協力者の確保が困難な地域も少なくありません。

近隣世帯の区域を自治振興区内まで拡大するなど、可能な範囲での協力依頼を継続するとともに、自治振興区や自治会を単位とする自主防災組織の検討に際し、支援協力者の確保を要請します。

また、状況に応じて消防団等に緊急協力を要請するものとします。

【支援協力者の登録方針】

- ① 確定要支援者1人につき支援協力者3人を基本とし、3人の確保が困難なときは2人でもやむを得ない。
- ② 支援協力者1人が対応する確定要支援者は、3人以内とする。
- ③ 民生委員は、担当地域の状況把握や緊急対応に当たることとし、支援協力者としての登録は行わない。
- ④ 確定要支援者は、支援協力者となることができない。

(2) 避難場所の検証

災害時の避難場所は、地域防災計画（付属資料）の中で本庁管内、各支所管内別に示されていますが、利用すべき施設を自治会や行政区単位で特定していないため、避難場所の市民認知に地域差を生じています。

避難場所の種別や立地条件、施設ごとの対象区域などについて、全市的な視点で検証・検討するとともに、避難場所（施設）に関する最新情報の把握・更新、情報提供に努めます。

(3) 避難行動における保険と補償

避難支援事業は、あくまでも助け合い活動であり、行動時の事故や被災については、保険や補償の対象となっていません。

自主防災組織の設置支援に併せ、適用可能な保険の調査、補償の制度化等を検討します。